愛知学院大学大学院特別奨学生奨学金規程

平成21年４月１日施行

（特別奨学生）

第１条　本大学院に特別奨学生制度を設ける。

（資格）

第２条　特別奨学生の資格は、学業人物共に優れ他の模範とするに足るものとする。

（期間）

第３条　特別奨学生は、学年度ごとに選考し、その期間は当該年度とする。

（選考基準）

第４条　特別奨学生の選考基準は、次の各号すべてに該当する者を対象とする。

（１）選考年度に、博士前期課程（修士課程）に在籍する２年次又は博士課程の２年次に在籍する者。

（２）前年度の学業成績が上位の者。ただし、前年度の学業成績がＧＰＡ3.0以上であること。（歯学研究科は除く。）

（選考方法）

第５条　特別奨学生の選考方法及び人数は、次のとおりとする。

（１）各研究科委員会において、前年度の学業成績を総合的に判定し、総合判定の高い者を上位とする。なお、総合判定の方法については、各研究科委員会に委ねるものとする。

（２）　各研究科長が第４条該当者につき候補者を選考し、大学院委員会の議を経て学長の承認を得る。

（３）　特別奨学生は、各研究科の専攻ごとに選考し、選考人数は次の表のとおりとする。なお、在籍学生数は、選考年度の５月１日現在の人数とする。

２年次在籍学生数	選考人数
１～10人	１人
11～20人	２人
21～30人	３人

（奨学金）

第６条　特別奨学生には奨学金 30 万円を採用年度の秋学期に一括して交付する。

２　秋学期休学した者については、復学した学期に一括して交付する。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、業務執行理事会の承認を得なければならない。

（事務）

第８条　この規程に関する事務は、教務部教務課が行う。

附　則

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

この規程は、令和８年４月１日から施行する。この規程の施行により、既存の別表愛知学院大学大学院特別奨学生選出基準は廃止する。

この規程は、令和9年４月１日から施行する。